



(「ザイトク」とは民族差別暴力を得意がる在特会など卑劣ファシストの総称。戸田の造語)

こいつは春から縁起がいいぜえ！2014年1/30発行

2010年戸田襲撃に参加  
眼鏡を盗んで逮捕され  
民事で賠償を出された

**ザイトク宮井がついに戸田に支払った！**

**1/23書留で8万4658円(眼鏡代+金利)を送金！**

**★戸田の「苛烈な取り立て」作戦が大成功！**

**★次は2/14(金)3時～大阪高裁84号法廷での控訴審開始だ！  
残りの慰謝料50万円の支払い判決をもぎ取るぞ！**

**【戸田から宮井への書面】**

宮井 将 殿 2014年1月25日(土)

現金8万4658円を確かに受領しました。そして貴殿が求める「領収書」を同封しました。貴殿に対しては、控訴審においてこれ以上屁理屈や詭弁を弄して争う事をせずに、高裁審理の流れに静かに身を委ねる事を望みます。(中略)

父上などにこれ以上心配をかけることなく、他人に対して差別的で破壊的な憎悪心を燃やして刹那的な快感を求めるのではなく、普通に回りの人々と心を通わせて自他共栄の人生に歩みを向ける事を願います。

2010年4/7のあの夜、集団狂騒の中で浮かれた貴殿が当方への襲撃に加わり眼鏡窃盗をした事を褒め称えた「ザイトク仲間」達、貴殿が「愛国の同志」と思っていた者達は、ある意味「運悪く」逮捕起訴され、有罪、賠償提訴された貴殿に対して、どれほどの支援連帯をしてくれていますか？

「同じ狂騒を楽しんだ仲間としての責任」をどれほど感じて貴殿に接してくれていますか？ 小金を持っている者、カンパの金づるを握っている者だけがおいしい思いをして、或いは「人気者」になって、一方運悪く逮捕有罪になった低所得者は冷たく切り捨てられる、というのが貴殿らのザイトク世界の実状ではないですか？

ネットで誰も応援してくれず、リアル世界でも支援傍聴者極小で貴殿への支援論陣も無く、「部屋には差し押さえすべき有価物無し」という貴殿の生活状態がそれを示しているように、当方には思えます。

古今東西、「困難な時の友こそ真の友」という格言は真実であり、「真実の友」が得られない世界にいつまでも幻想を持って身をやつすべきではありません。

貴殿が控訴審で無用に争う事をせず、当方への慰謝料支払い判決が出た場合に素直にたかだかの金額を支払いさえすれば、貴殿と当方との争いは終結します。(中略)

貴殿が争うならば、当方は徹底苛烈に闘います。  
貴殿の賢明な考察と判断を期待します。

ザイトクへの「無慈悲で苛烈な取り立て闘争」=1/7自宅差押え急襲+連日の「催促ハガキ作戦」が功を奏したのだろう、1/25に宮井からの現金書留が届いた。

◆入っていた現金は8万4658円！

宮井からの文書が入っていて、

前略

判決に従い、下記の金額を郵送します。(中略)

84,623円+35円=84,658円

なお、受領後、領主書の発行をお願いします。

早々

平成26年1月23日

宮井 将

との事だった。

※眼鏡代：6万5300円+事件以降の金利(年5%)

戸田としては、「1月末になってやっと払う」か、もしかしたら「期限が過ぎても全然払わない」可能性も結構ある、と思っていたので、少し意外だった。

◆この「8万4658円」は、「賠償判決が出ても実際には取り立て出来ない」日本の司法実状に敢然と立ち向かった「苛烈で執拗で断固たる取り立て闘争」方針があったればこそその勝利だ。

昨今の高裁はただでさえ「初回法廷で即結審」で実質審議無し(書面審査のみ)で判決という流れであり、宮井裁判の場合も「1/27(月)控訴理由書提出期限」と「2/14(金)第1回法廷」が決まっていると言うことは、高裁の裁判官の心証では、

**「控訴理由書を一応読んで、2/14法廷で即結審」**

という事になっている、と思わないといけない。

・・・という決意で、

1/27(月)夕方に力作の「控訴理由書」を大阪高裁に出した！



大阪府門真(かどま)市議：戸田ひさよし 「革命21」党员議員(議会では「無所属」)

連帯ユニオン近畿地本顧問・連帯ユニオン議員ネット代表

事務所：大阪府門真市新橋町12-18 三松マンション207 TEL：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

アドレス：[toda-jimu1@hige-toda.com](mailto:toda-jimu1@hige-toda.com) HP：<http://www.hige-toda.com/>

雑誌掲載者(3/1)迄